

# \* 北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次ページ

## 条 例

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| ○北海道高等学校等生徒修学支援基金条例…（学事課・教育庁高校教育課）                  | 1  |
| ○北海道グリーンニューディール基金条例……………（環境政策課）                     | 1  |
| ○北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例……………（医療政策業務課）                   | 2  |
| ○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…（人事課）                  | 3  |
| ○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（環境生活部総務課）                  | 10 |
| ○北海道消費生活条例の一部を改正する条例……………（くらし安全課）                   | 10 |
| ○北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例…（道民活動文化振興課）                  | 15 |
| ○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例<br>……………（企業局総務課） | 19 |
| ○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）                  | 20 |
| ○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）                  | 20 |

## 条 例

北海道高等学校等生徒修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第84号

北海道高等学校等生徒修学支援基金条例

（設置）

**第1条** 国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を積み立て、経済的理由により修学困難な高等学校等に在学する生徒の教育の機会の確保を図るため、北海道高等学校等生徒修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。  
（積立額）

**第2条** 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

**第3条** 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道グリーンニューディール基金条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第85号

北海道グリーンニューディール基金条例

（設置）

**第1条** 国から交付される地域環境保全対策費補助金等を積み立て、地球温暖化

の防止対策、廃棄物の処理対策等の取組を通じて、地球温暖化等の環境問題の解決の促進を図るため、北海道グリーンニューディール基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

**第2条** 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

**第3条** 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第86号

北海道医療施設耐震化臨時特例基金条例

（設置）

**第1条** 国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を積み立て、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす医療施設の耐震性の向上を図るため、北海道医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

**第2条** 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

**第3条** 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第87号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「する職員」の次に「(第18条第6項において「県費負担教職員」という。)」を加える。

第2条の3を第2条の4とし、第1章中第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

**第2条の2** この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第5条の2第2項中「第7条の4第5項、第7条の5第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「第7条の5第1項」を「第8条の2第1項」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第11号中「第7条の4第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第12号中「第7条の4第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第13号中「第7条の4第3項第1号」を「第8条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第7条の4第3項第2号」を「第8条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第7条の4第3項第3号」を「第8条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第7条の4第3項第4号」を「第8条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第7条の4第3項第5号」を「第8条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第7条の4第3項第6号」を「第8条第3項第6号」に改め、同項第19号中「第7条の4第7項」を「第8条第5項」に改め、同項第20号中「第7条の5第1項」を「第8条の2第1項」に改め、同項第21号中「第7条の5第2項」を「第8条の2第2項」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額  
第6条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの  
零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零  
第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の5第4項を削り、第2章中同条を第8条の2とする。

第7条の4の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

「第4章 雑則」を「第4章 退職手当の支給制限等」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

**第11条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退

職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

**第12条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第15条を第21条とし、第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等におけ

る退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条に次の3項を加える。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の次に次の6条及び章名を加える。

（退職手当の支払の差止め）

**第13条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関

し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該

支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至った

ときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

**第14条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係

る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受ける

べき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 北海道行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

**第16条** 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 北海道行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第17条** 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）

が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する北海道行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限

り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額

を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 北海道行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への諮問等)

**第18条** 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

2 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前3項に規定するもののほか、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

6 前各項の規定は、札幌市の県費負担教職員に係る退職手当の支給制限等の処分について適用される札幌市の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、適用しない。

## 第5章 雑則

附則第15項中「第13条」を「第19条第2項」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第18項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第31項中「退職した者を」を「退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和37年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年北海道条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第2項ただし書中「及び第7条の4」を「、第8条並びに第19条第3項及び第4項」に改める。

附則第13項中「第7条の4第4項」を「第8条第4項」に改める。

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

6 北海道知事等の退職手当に関する条例(昭和62年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の支給」を「に関する事項」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第3項中「第7条の4第1項」を「第8条第1項」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海

道条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

9 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「の支給方法」を「に関する事項」に改める。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第88号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表34の項の次に次のように加える。

|                                                                          |                    |          |             |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------|-------------|
| 34の2 土 壌 汚 染 対 策 法<br>（平成14年法律第53号）<br>第22条第1項の規定に基づき汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 | 汚染土壌処理<br>業許可申請手数料 | 323,400円 | 許可申請<br>のとき |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------|-------------|

#### 附 則

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日からこの条例の施行の日の前日までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正前の北海道環境生活部手数料条例別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

| 手数料を徴収する事務                                                                                                           | 手数料の名称             | 金 額      | 徴収時期        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------|-------------|
| 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定に基づき同法の施行前に行う同法による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 | 汚染土壌処理<br>業許可申請手数料 | 323,400円 | 許可申請<br>のとき |

北海道消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第89号

北海道消費生活条例の一部を改正する条例

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「消費者の保護」を「危害の防止、規格等の適正化等」に、「第9

第4節 価格

第5節 消費

第6節 消費

第3章 情報提

安定対策等（第18条—第22条）

者被害の救済（第23条—第25条）

者の組織化の促進等（第26条・第27条）

供の推進等（第28条—第32条）

18条—第22条）

び消費者被害の救済（第23条—第25条）

「第2章の2 価格安定対策等（第

を 第2章の3 苦情等の処理体制及

第3章 情報提供、教育等の推進

」

に改める。

等（第26条—第32条）

第1条中「道民の消費生活に関し、道、事業者及び消費者の責務」を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割」に、「実施する施策について必要な」を「施策の基本となる」に改め、「より、」の次に「道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって」を加える。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

消費者の利益の擁護及び増進は、道民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重されるとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう地域の状況に応じて消費者の自立が支援されることを旨として、行われなければならない。

第2条に次の2項を加える。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者の自立の支援に当たっては、高度情報通信社会の進展及び国際化の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

第3条第1項中「道は」の次に「、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を、「総合的」の次に「かつ計画的」を加え、「これを」を削り、同条第3項中「及び都府県と協力するとともに、市町村」を「、独立行政法人国民生活センター、市町村、消費者団体その他の関係者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 道は、市町村が消費生活に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4条を次のように改める。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産等の状況に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 消費者の意見を事業活動に適切に反映するよう努めること。
- (6) 道が実施する道民の消費生活に関する施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（事業者団体の責務）

第4条の2 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行う責務を有する。

第5条の見出し中「責務」を「役割」に改め、同条中「消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得するとともに、」を「自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

（消費者団体の役割）

第5条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

（基本計画）

**第6条の2** 知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針
- (2) 道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

**第6条の3** 道は、道民の消費生活に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

「第2章 消費者の保護」を「第2章 危害の防止、規格等の適正化等」に改める。

第9条第2項中「その危害」を「当該危害の発生又は拡大」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を提供する事業者に対し、期間を定めて、当該商品又は役務が当該危害を及ぼすものでないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

第9条に次の1項を加える。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合であって、商品又は役務による消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、第1項の調査の経過及び結果、当該勧告の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

第2章第1節中第9条の次に次の1条を加える。

（緊急危害防止措置）

**第9条の2** 知事は、商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、直ちに次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 当該商品又は役務の名称
- (2) 当該商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) その他必要な情報

第10条から第12条までを次のように改める。

（規格、表示等の適正化）

**第10条** 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費生活の安定及び向上に資するよう、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 適正な規格を定めること。
- (2) 品質、機能、価格、量目その他の必要な事項を適正に表示すること。
- (3) 広告を行うに当たっては、適正な情報を提供すること。
- (4) 過大又は過剰な容器又は包装を用いないこと。

**第11条及び第12条** 削除

第13条中「表示」の次に「(広告を含む。以下同じ。)」を加える。

第2章第2節中第15条の次に次の1条を加える。

（不当な表示の禁止等）

**第15条の2** 事業者は、その供給する商品又は役務について、虚偽の若しくは誇大な又は消費者を誤認させる表示（以下この条において「不当な表示」という。）をしてはならない。

2 知事は、不当な表示が行われている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 知事は、不当な表示が行われていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第16条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（不当な取引方法の禁止）

**第16条** 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当

する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、契約の勧誘の意図を示さずに接近して、又は消費者を訪問し、若しくは電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反して、若しくは消費者に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者の知識、経験、財産等の状況に照らして不適當な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗ずることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者に対し、商品若しくは役務の品質、安全性、内容その他の消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な情報を提供せず、誤認させる情報を提供し、又は将来において不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。
- (6) 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。
- (7) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。
- (8) 消費者が正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否

し、若しくは遅延させること。

- (9) 商品若しくは役務を供給する事業者又はその取次店等実質的な供給を行う者からの商品又は役務の取引を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下この号において「与信契約等」という。）が、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは当該債務を履行させること。

2 知事は、前項の規定に基づき不当な取引方法を定めようとするときは、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第17条に見出しとして「(不当な取引方法による被害の防止)」を付し、同条第1項中「ときは、」の次に「速やかに」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、前条第1項第3号に規定する行為を行ったかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、消費者に対し正確かつ適切な情報を提供したことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次項及び次条の規定の適用については、当該事業者は同号に規定する行為を行ったものとみなす。

第17条に次の1項を加える。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合であって、不当な取引方法による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに当該勧告の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

第17条の2に見出しとして「(重大被害防止措置)」を付し、同条第1項中「よる消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要」を「より消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれ」に、「当該事業者に係る不当な取引方法、商品又は役務の種類その他必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該事業者に係る不当な取引方法
- (2) 当該事業者に係る商品又は役務の種類

(3) 当該事業者の氏名又は名称及び住所

(4) その他必要な情報

第17条の2第2項を削り、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章の2 価格安定対策等

「第4節 価格安定対策等」を削る。

第19条第2項中「の事業を行う者」を「を行う事業者」に改める。

第20条第2項中「者」を「事業者」に改める。

第21条中「者」を「事業者」に、「団体」を「事業者団体」に改める。

第22条中「関係事業者」を「関係する事業者若しくはその組織する事業者団体」に改め、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章の3 苦情等の処理体制及び消費者被害の救済

「第5節 消費者被害の救済」を削る。

第23条を次のように改める。

（苦情等の処理体制の整備）

**第23条** 道は、市町村との連携を図りつつ、主として専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情に係る相談（以下この条において「苦情等」という。）の処理を行うとともに、多様な苦情等に柔軟かつ弾力的に対応するため、消費者からの苦情等を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理する体制の整備に努めなければならない。

第2章第6節を削る。

「第3章 情報提供の推進等」を「第3章 情報提供、教育等の推進等」に改める。

第3章中第28条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

（啓発活動及び教育の推進）

**第27条** 道は、地域の社会的及び経済的状況に応じ、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及その他の消費者に対する啓発活動及び学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の推進に努めるものとする。

（消費者の組織化の促進等）

**第28条** 道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者の自主的な組織活動及び消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を

講ずるものとする。

第29条を次のように改める。

（試験、検査等の実施）

**第29条** 道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品等の試験、検査等の実施体制の整備に努めるとともに、当該試験、検査等の結果についての情報を消費者に提供する等の必要な措置を講ずるものとする。

第50条第1項中「第15条」の次に「、第15条の2」を加え、「に対し」を「その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し」に、「事業者の」を「当該事業者等の」に、「関係者」を「当該事業者等の関係者」に改める。

第51条第1項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に、「第17条第2項」を「第15条の2第3項、第17条第3項」に、「者が」を「ものが」に改め、同条第2項中「者」を「もの」に改める。

第52条の見出し中「国」を「国等」に改め、同条中「、国」の次に「及び独立行政法人国民生活センター」を加える。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第2章第1節中同条の次に1条を加える改正規定、第10条から第13条までの改正規定、第2章第2節中第15条の次に1条を加える改正規定、第16条の前の見出しを削る改正規定並びに同条、第17条（見出しを含む。）、第17条の2（見出しを含む。）、第50条第1項及び第51条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道消費生活条例第9条第2項の規定によりされた勧告は、この条例による改正後の北海道消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第3項の規定によりされた勧告とみなす。

3 改正後の条例第16条、第17条、第17条の2、第50条及び第51条の規定は、一部施行日以後にした改正後の条例第16条第1項各号に掲げる行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第16条第2項の規定による北海道消費生活審議会の意見の聴取及び当該意見の聴取に関し必要な手続その他の行為は、一部施行日前において

も行うことができる。

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第90号

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例

北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「歴史」の次に「及び自然」を加える。

第2条の表を次のように改める。

| 名         | 称 | 位        | 置 |
|-----------|---|----------|---|
| 北海道立開拓記念館 |   | 札幌市及び江別市 |   |

第3条及び第4条を次のように改める。

（記念館に置く施設）

**第3条** 記念館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道開拓記念館（以下「本館」という。）
- (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）

（事業）

**第4条** 記念館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

|        |                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 本館 | ア 北海道の開拓その他の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。<br>イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。<br>ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。<br>エ 北海道の開拓その他の歴史に関する講演会、講習会、研究 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

会等を主催し、及びその開催を援助すること。

オ 本館資料に関する案内書、解説書、目録、研究紀要等を作成し、及び配布すること。

(2) 開拓の村

ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。

イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを行うこと。

ウ 開拓の村の展示物に関する案内書、解説書等を作成し、及び配布すること。

(3) ふれあい交流館

ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。

ウ 自然に関する情報提供を行うこと。

エ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

2 記念館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条を第19条とし、第4条の次に次の14条を加える。

（指定管理者による管理）

**第5条** 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

**第6条** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条（第1項の表(1)の項を除く。）に定める事業に関すること。
- (2) 第8条、第11条、第14条第2項及び第17条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務  
（利用日及び利用時間）

**第7条** 記念館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、記念館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に記念館（本館を除く。）の利用日又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、本館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、臨時に本館の利用日又は利用時間を変更することができる。

（利用の承認）

**第8条** 本館若しくは開拓の村又は次に掲げる設備を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(1) 北海道百年記念塔前駐車場

(2) 北海道開拓の村前駐車場

（利用の承認の基準）

**第9条** 指定管理者は、前条の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認をしてはならない。

(1) 利用の目的が記念館の設置の目的に反するとき。

(2) 記念館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他記念館の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用料金）

**第10条** 第8条の承認を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

（開拓の村建物等の使用の承認）

**第11条** 開拓の村建物等（開拓の村の建物（管理棟（ホールを除く。）を除く。）及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）並びに入口広場をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（開拓の村建物等の使用の承認の基準）

**第12条** 指定管理者は、前条の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認をしてはならない。

(1) 使用の目的が記念館の設置の目的に反するとき。

(2) 開拓の村の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他開拓の村の管理運営上支障があると認められるとき。

（開拓の村建物等の使用の承認の取消し等）

**第13条** 指定管理者は、第11条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第11条の承認を受けたとき。

(3) その他開拓の村の管理運営上支障があると認めたとき。

（特別観覧等の承認）

**第14条** 特別観覧（本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 特別利用（開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写をいう。以下同じ。）を業として又は学術研究のため行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別観覧等の方法等）

**第15条** 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

- 3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。
- 4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

**第16条** 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

**第17条** 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

- 2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 交流館資料の使用の目的が記念館の設置の目的に反するとき。
- (2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(知事による管理)

**第18条** 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、記念館の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が記念館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第10条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条から第15条まで並びに前条第2項及び第3項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

| 区 分                               | 利 用 日                                                                                                           | 利 用 時 間                |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 本館                                | 1月4日から12月28日まで<br>(月曜日及び国民の祝日に<br>関する法律(昭和23年法律<br>第178号)第2条に規定す<br>る国民の祝日(同条に規定<br>するこどもの日及び文化の<br>日を除く。)を除く。) | 午前9時30分から午後4時30分<br>まで |
| 開拓の村及びふれあい<br>交流館                 | 1月4日から12月28日まで<br>(月曜日(当該日が国民の<br>祝日に関する法律に規定す<br>る休日(以下「休日」とい<br>う。))に当たるときは、休<br>日に該当しない当該日の直<br>後の日)を除く。)    |                        |
| 北海道百年記念塔前駐<br>車場及び北海道開拓の<br>村前駐車場 | 4月1日から10月31日まで                                                                                                  | 午前9時から午後5時まで           |

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

- 1 本館において常設展示を観覧する場合

| 区 分                                           | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-----------------------------------------------|-----------------|------------|
|                                               | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 170円            | 1人につき 130円 |
| 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) | 500円            | 1人につき 400円 |

- 2 本館において特別展示を観覧する場合

| 区 分                       | 利用料金の上 限 額 |            |
|---------------------------|------------|------------|
|                           | 個 人        | 10人以上の団体   |
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 80円        | 1人につき 60円  |
| 2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 170円       | 1人につき 130円 |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）  | 500円       | 1人につき 400円 |

## 3 本館において常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

| 区 分                       | 利用料金の上 限 額 |            |
|---------------------------|------------|------------|
|                           | 個 人        | 10人以上の団体   |
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 80円        | 1人につき 60円  |
| 2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 300円       | 1人につき 230円 |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）  | 900円       | 1人につき 720円 |

## 4 本館において携帯用展示解説器を利用する場合

1回につき 130円

## 5 開拓の村に入場する場合

| 区 分                                           |    | 利用料金の上 限 額 |            |
|-----------------------------------------------|----|------------|------------|
|                                               |    | 個 人        | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 夏期 | 850円       | 1人につき 770円 |
|                                               | 冬期 | 770円       | 1人につき 720円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 夏期 | 1,160円     | 1人につき 950円 |
|                                               | 冬期 | 950円       | 1人につき 770円 |

## 6 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

| 区 分           | 利用料金の上 限 額   |
|---------------|--------------|
| 1 3歳以上15歳未満の者 | 1人1回につき 190円 |
| 2 15歳以上の者     | 1人1回につき 400円 |

## 7 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

| 区 分                | 利用料金の上 限 額   |
|--------------------|--------------|
| バス                 | 1回1日につき 620円 |
| 乗用車                | 1回1日につき 300円 |
| 自動二輪車（原動機付自転車を含む。） | 1回1日につき 200円 |

## 備考

1 5の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。

2 7の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。

## 附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道立野幌森林公園駐車場条例（昭和46年北海道条例第5号）

(2) 北海道立開拓の村条例（昭和58年北海道条例第5号）

(3) 北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成13年北海道条例第2号）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の北海道立開拓の村条例（以下「旧開拓の村条例」という。）第11条の規定により指定管理者に対してなされた施行日以後の使用に係る申請でこの条例の施行の際指定管理者の承認がなされていないもの又は施行日前に指定管理者がした施行日以後の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立開拓記念館条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

4 施行日前に北海道開拓記念館の長（以下「館長」という。）に対してなされ

た施行日以後の記念館資料（北海道開拓記念館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。以下同じ。）の閲覧、模写、模造、撮影又は複写（以下この項において「特別閲覧」という。）に係る申請でこの条例の施行の際館長の承認がなされていないもの又は施行日前に館長がした施行日以後の特別閲覧に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条第1項の規定により知事に対してなされた申請又は知事がした承認とみなす。

5 施行日前に旧開拓の村条例第14条の規定により指定管理者に対してなされた施行日以後の同条に規定する特別観覧（以下この項において「特別観覧」という。）に係る申請でこの条例の施行の際指定管理者の承認がなされていないもの又は施行日前に指定管理者がした施行日以後の特別観覧に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

6 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（以下「旧ふれあい交流館条例」という。）第8条の規定により指定管理者に対してなされた施行日以後の同条に規定する特別利用（以下この項において「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際指定管理者の承認がなされていないもの又は施行日前に指定管理者がした施行日以後の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

7 施行日前に館長に対してなされた施行日以後の記念館資料の使用に係る申請でこの条例の施行の際館長の承認がなされていないもの又は施行日前に館長がした施行日以後の記念館資料の使用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第16条の規定により知事に対してなされた申請又は知事がした承認とみなす。

8 施行日前に旧開拓の村条例第16条の規定又は旧ふれあい交流館条例第10条の規定により知事に対してなされた施行日以後の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の使用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第16条の規定により知事に対してなされた申請又は知事がした承認とみなす。

9 施行日前に館長に対してなされた施行日以後の記念館資料の貸出しに係る申

請でこの条例の施行の際館長の承認がなされていないもの又は施行日前に館長がした施行日以後の記念館資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第17条第1項の規定により知事に対してなされた申請又は知事がした承認とみなす。

10 施行日前に旧ふれあい交流館条例第11条の規定により指定管理者に対してなされた施行日以後の同条に規定する交流館資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際指定管理者の承認がなされていないもの又は施行日前に指定管理者がした施行日以後の交流館資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第17条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第91号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「傷い」を「負傷又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第15条第7項中「第4項又は第6項」を「第6項又は前項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させること

ができる。

- 4 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第18条の規定は、前項の規定による退職手当の支給制限又は返納若しくは納付について準用する。この場合において、同条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「管理者」と、「第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項まで」とあるのは「前2項」と、同条第2項中「第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項まで」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

第21条中「第15条」の次に「(第2項から第4項までを除く。)」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第92号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 北海道喜茂別高等学校の項を削り、同表中「北海道余市高等学校」を「北海道余市紅志高等学校」に改め、同表北海道沼田高等学校の項、北海道風連高等学校の項、北海道和寒高等学校の項及び北海道浦幌高等学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第93号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の30の項を次のように改める。

|                                                                                |                |                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 30 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査                  | 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 | ア 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査<br>6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）<br>イ その他の者に対する許可の申請に係る審査 10,500円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円） | 許可申請のとき |
|                                                                                |                |                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
|                                                                                |                |                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
| (摘要)                                                                           |                |                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定に基づく認知機能検査を実施する場合にあっては、それぞれこの項の第3欄に定める金額に650円を加算した金額とする。 |                |                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |

別表第1の32の項中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                                                   |               |         |              |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|---------|--------------|
| 32の2 銃砲刀剣類所持等<br>取締法第5条の5第1項<br>の規定に基づく猟銃の操<br>作及び射撃の技能に関す<br>る講習 | 技能講習受講<br>手数料 | 12,300円 | 受講申込<br>みのとき |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|---------|--------------|

別表第1の36の項を次のように改める。

|                                                                                                 |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 36 銃砲刀剣類所持等取締<br>法第7条の3第2項の規<br>定に基づく同法第4条第<br>1項第1号の規定による<br>猟銃又は空気銃の所持の<br>許可の更新の申請に対す<br>る審査 | 所持許可更新<br>申請手数料 | ア 新たな許可証の交付を伴<br>う場合 7,200円（当該申<br>請を行う者が同時に他の銃<br>砲刀剣類所持等取締法第7<br>条の3第1項の規定に基づ<br>く許可の更新の申請を行う<br>場合における当該他の同項<br>の規定に基づく許可の更新<br>の申請に係る審査及び当該<br>申請を行う者が同時に同法<br>第4条第1項第1号の規定<br>に基づく許可の申請を行う<br>場合における当該同法第7<br>条の3第1項の規定に基づ<br>く許可の更新の申請に係る<br>審査にあっては、4,800円）<br>イ 新たな許可証の交付を伴<br>わない場合 6,800円（当<br>該申請を行う者が同時に他<br>の同項の規定に基づく許可<br>の更新の申請を行う場合に | 許可更新<br>申請のとき |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

|  |                                                                                                    |                                                                                                                                         |  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |                                                                                                    | おける当該他の同項の規定<br>に基づく許可の更新の申請<br>に係る審査及び当該申請を<br>行う者が同時に同号の規定<br>に基づく許可の申請を行う<br>場合における当該同項の規<br>定に基づく許可の更新の申<br>請に係る審査にあっては、<br>4,400円) |  |
|  | (摘要)<br>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定に基づ<br>く認知機能検査を実施する場合にあっては、それぞれ<br>この項の第3欄に定める金額に650円を加算した金額と<br>する。 |                                                                                                                                         |  |

別表第1の37の項及び38の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同表38の項の次に次のように加える。

|                                                                            |                         |                                                                                                                                |              |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 38の2 銃砲刀剣類所持等<br>取締法第9条の13第1項<br>の規定に基づく年少射撃<br>資格の認定の申請に対す<br>る審査         | 年少射撃資格<br>認定申請手<br>数料   | 9,600円（当該申請を行う者<br>が同時に他の銃砲刀剣類所持<br>等取締法第9条の13第1項の<br>規定に基づく認定の申請を行<br>う場合における当該他の同項<br>の規定に基づく認定の申請に<br>係る審査にあっては、5,900<br>円） | 認定申請<br>のとき  |
| 38の3 銃砲刀剣類所持等<br>取締法第9条の13第3項<br>において準用する同法第<br>7条第2項の規定に基づ<br>く年少射撃資格認定証の | 年少射撃資格<br>認定証書換え<br>手数料 | 1,800円                                                                                                                         | 書換え申<br>請のとき |

|                                                                                   |                          |        |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------|--------------|
| 書換え                                                                               |                          |        |              |
| 38の4 銃砲刀剣類所持等<br>取締法第9条の13第3項<br>において準用する同法第<br>7条第2項の規定に基づ<br>く年少射撃資格認定証の<br>再交付 | 年少射撃資格<br>認定証再交付<br>手数料  | 1,900円 | 再交付申<br>請のとき |
| 38の5 銃砲刀剣類所持等<br>取締法第9条の14第1項<br>の規定に基づく年少射撃<br>資格の認定のための講習<br>会の開催               | 年少射撃資格<br>認定講習会受<br>講手数料 | 9,700円 | 受講のと<br>き    |

別表第1の68の2の項第3欄を次のように改める。

|                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 運転免許に係る講習等に<br>関する規則（平成6年国家<br>公安委員会規則第4号）第<br>2条第1項第1号の表1の<br>項又は同条第1項第2号の<br>表1の項に掲げる者に対す<br>る講習 1,500円                   |
| イ その他の者に対する講習<br>5,800円（当該講習が道<br>路交通法第97条の2第1項<br>第3号イ又は第101条の4<br>第2項の規定により認知機<br>能検査の結果に基づいて行<br>うものである場合にあって<br>は、5,350円） |

別表第1の68の3の項中「2,750円」を「2,650円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。ただし、別表第1の68の2の項第3欄及び68の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。